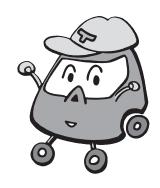
# HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

# 兵ト協ニュース

2014. 9 No. **338** 





# もくじ

○ 行政からのお知らせ	
(国t交通省) 平成26年度「自動車点検整備推進運動」実施要領 ··········	1
「平成26年度整備管理者選任前研修」の実施について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
「平成26年度整備管理者選任後研修」の実施について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(神戸市) 山麓バイパスの利用促進及び特殊車両の通行について (ご依頼)・・	10
(全ト協)平成26年秋の全国交通安全運動	
公益社団法人全日本トラック協会実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
○ 事務局からのお知らせ	
原価意識向上実務セミナーのご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
○ 陸災防のページ	
平成26年秋の交通労働災害防止運動実施要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
はい作業主任者技能講習会のお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
○ 会員だより・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
○ 協会日誌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26



# 国土交通省

# 平成26年度「自動車点検整備推進運動」実施要領

平成26年7月国土交通省自動車局

# 第1目的

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものであり、十分に定着した移動手段となっている。一方、我が国の交通事故の発生件数は、依然として厳しい状況にあり、大型車の車輪脱落事故や車両火災事故の防止を含む自動車の不具合による事故を減らすことが求められているとともに、環境面においても、排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要となっている。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備(日常点検、定期点検及びその結果必要となる整備をいう。 以下同じ。)の実施が義務付けられているが、そのことが自動車ユーザーに十分理解されておらず、その実施状況は十分ではない。

また、大型車については、使用状況の過酷さ及び事故時の影響の大きさ等に鑑みれば、車輪脱落事故や車両火災事故を防止するための重点的な点検の実施等の取り組みも必要である。

以上のことから、「不正改造車を排除する運動」や「ディーゼルクリーン・キャンペーン」と連携を図りつつ、自動車関係団体等の協力を得て、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開することにより、自動車ユーザーに適切な点検・整備の実施の必要性を理解してもらうとともに、大型車のユーザーにあっては、ホイールの取付状態や燃料装置等について、より確実な点検整備の実施を求めることとする。

# 第2 実施機関

国土交通省、自動車関係30団体で構成する「自動車点検整備推進協議会」(以下「協議会」 という。)及び自動車関係14団体で構成する「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る啓発活動 連絡会」(以下「連絡会」という。)が中心となって、内閣府、警察庁及び環境省の後援並び に自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会及び独立行政法人自動車事故対策機構の協力 のもとに本運動を実施する。

# 第3 実施期間

本運動は、1年を通して実施するものとするが、平成26年9月1日(月)から10月31日(金)までの2ヶ月間を「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、特に重点を置いて実施することとする。

# 第4 重点実施事項

本運動は、「不正改造車を排除する運動」及び「ディーゼルクリーン・キャンペーン」との連携を図りつつ、広報用ポスター、チラシ等を用いたPR等を行うこととし、特に「自動車点検整備推進運動強化月間」には、下記1.の重点事項を目的とした2.の事項を実施する。

# 1. 重点項目

- (1) 点検・整備の必要性の啓発(女性、10代から30代、長期使用車両のユーザーに重点を置く。)
- (2) 大型自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発
- (3) エコ整備(点検・整備によるCO<sub>2</sub>削減効果をいう。以下同じ。)の積極的な啓発

# 2. 実施事項

- (1) 自動車の点検・整備を推進するためのイベント等の実施【主な目的: 1.(1)(3)】
  - ① 「自動車点検整備推進運動強化月間」の開始を告知するための記者発表を皮切りに、 全国各地において「自動車点検整備推進運動強化月間」関連のイベントを開催する。
  - ② イベントの開催にあたり、ラジオ・雑誌等による広報を行うとともに、マスコミに 対しても積極的にPRを行い、マスコミに取り上げられることを通じてイベントに参加 しない自動車ユーザーにもイベントの効果が波及するよう努める。
  - ③ 各イベントにおいては、次回自動車点検整備推進運動の企画・立案に活用するため、 参加者を対象とした全国統一様式のアンケート調査を実施する。
  - ④ 幅広く点検・整備に対する意識調査を実施するため、インターネットを活用したアンケート調査を実施する。
- (2) 総合的な広報・啓発活動の実施【主な目的: 1.(1)(2)(3)】
  - ① 協議会及び連絡会と協力し、大型車を含めた自動車ユーザーに対し、ポスター・チョン等を用いた広報活動を実施する。なお、一般の自動車ユーザーを対象としたポス

ター・チラシ等については、女性や10代から30代の記憶に残るようなデザインとする ことをコンセプトに作成していることを踏まえ、週末のイベント等に参加した女性や 10代から30代の自動車ユーザーへ積極的に展開するよう努める。

② 国土交通省、協議会及び連絡会の各団体が保有する車両の点検整備の実施を図る。 また、その所属職員に対し、庁舎・営業所等における館内放送、イントラネット等によっ て、マイカーの点検・整備の励行を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員か ら点検・整備の励行を呼びかけるよう依頼する。

# (3) 重点点検の実施【主な目的: 1.(2)】

運送事業用の大型車について、国土交通省が選定するホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検を実施する。特に今年度は、平成26年4月に行ったプレス資料「ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています!」等を活用し、ホイール・タイヤの確実な点検・整備について注意喚起を実施する。また、バス事業者に対しては、平成24年3月に行ったプレス資料「バス火災の防止に向けた対策について」等を活用し、注意喚起する。

# (4) 講習や無料点検等の実施【主な目的: 1.(1)(3)】

点検・整備に関する実技講習や無料点検を実施するとともに、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例(平成24年7月に行ったプレス資料「エンジンオイルの劣化による車両火災防止に向けた対策について」、平成25年12月に行ったプレス資料「ブレーキ装置のメンテナンスにより事故を未然に防ぎましょう」等を活用。)及び経済的負担事例に加えてエコ整備などを説明する講習会やマイカー相談等を実施し、自動車ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。

# (5) 出前講座等の実施【主な目的: 1.(1)(3)】

協議会などの自動車関係団体の協力を得つつ自動車専門学校等に赴き、日常点検等の実施方法、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例(平成24年7月に行ったプレス資料「エンジンオイルの劣化による車両火災防止に向けた対策について」、平成25年12月に行ったプレス資料「ブレーキ装置のメンテナンスにより事故を未然に防ぎましょう」等を活用。)及び経済的負担事例に加えてエコ整備などを説明する出前講座を行うよう努める。

また、自動車教習所や運転免許センターに対しては、その機関に指導教員として所属する職員に対し、強化月間中であることも踏まえつつ、学科教本の中に記載されている点検整備の必要性と方法について、特に強力に指導を行ってほしい旨を伝えるなど、積極的な

働きかけを行うよう努める。

- (6) 不正改造車ユーザーへの警告【主な目的: 1.(1)(2)】
  - 「不正改造車を排除する運動」の一環として設置した「不正改造車110番」に寄せられた情報を基に、自動車ユーザーに対し、警告ハガキを送付する。
- (7) 黒煙の排出量の多い自動車ユーザーへの点検・整備の啓発【主な目的: 1.(2)】 「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の一環として設置した「黒煙 110番」に寄せられ た情報を基に、自動車ユーザーに対し、点検・整備を促すハガキを送付し、点検・整備の 重要性を啓発する。
- (8) 公用車の点検整備【主な目的: 1.(1)】

ガキによる定期点検の実施状況調査を拡充する。

国土交通省、他省庁、地方自治体が保有する公用車について、点検・整備の実施状況等を把握するとともに、確実な予算の確保と執行を含めた、適切な点検・整備の励行を図る。

(9) 自家用自動車及び事業用自動車等の定期点検整備の推進【主な目的: 1.(1)(2)】 前検査を受検した自動車ユーザーについて、定期点検の実施を呼びかけるとともに、ハ

また、前検査を行った事業者又は行おうとする事業者等(自家用大型貨物車の使用者を含む。)について、定期点検の実施状況の確認を強化し、定期点検の確実な励行を指導する。

(10) 整備不良等に起因する事故等防止の啓発【主な目的: 1.(1)(2)】

エンジンオイルの劣化、オイルフィルタの誤った取付け、ブレーキペダルの戻り不良に よる車両火災事故、ブレーキ液やブレーキホースの劣化による車両事故、バッテリの爆発 事故等を防止するため、整備管理者研修等を通じてこれらの事故の情報を展開し、適切な 点検・整備励行を呼びかける。

また、整備管理者研修においては、DPF(黒煙除去フィルタ)等の後処理装置付き車の正しい使用方法についても周知する。



# 神戸運輸監理部兵庫陸運部公示

神兵整公示第1号

平成26年度整備管理者選任前研修について、整備管理者選任前研修実施要領(近運達甲第7号、 平成15年4月18日制定)に基づき、下記のとおり実施する。

平成26年8月20日

神戸運輸監理部 兵庫陸運部長

記

# 1. 研修対象者

道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の整備管理者の資格要件により、整備管理者に選 任予定の者(整備士の資格を有さない方)

# 2. 研修内容

- (1) 整備管理者制度の趣旨、目的に関する事項
- (2) 整備管理者の業務、権限に関する事項
- (3) 点検・整備の方法に関する事項
- (4) 整備管理者の関係法令に関する事項
- (5) その他整備管理者に必要な事項

# 3. 実施日時及び実施場所 下半期(10月~3月)

実施日時	実施場所	定員	申請締切り
平成26年10月15日(水) 13:30~16:30	兵庫県自動車整備会館(5階) 神戸市東灘区魚崎浜町33	150	平成26年10月8日(水)
平成26年11月18日(火) 13:30~16:30	姫路自動車整備教育会館(2階) 姫路市飾磨区中島福路町3322	100	平成26年11月11日(火)
平成26年12月5日(金) 13:30~16:30	兵庫県自動車整備会館(5階) 神戸市東灘区魚崎浜町33	150	平成26年11月28日(金)
平成27年1月27日(火) 13:30~16:30	姫路自動車整備教育会館(2階) 姫路市飾磨区中島福路町3322	100	平成27年1月20日(火)
平成27年2月17日(火) 13:30~16:30	兵庫県自動車整備会館(5階) 神戸市東灘区魚崎浜町33	150	平成26年2月10日(火)

# 4. 注意事項

- (1) 当日は、免許証等本人の顔写真のある身分証明書を持参下さい。
- (2) 研修開始30分前より受付を開始します。
- (3) 研修は予約制とし、定員になり次第締め切らせていただきます。
- (4) 予約は、実施日の1月前よりファックスにより兵庫陸運部整備部門で受け付けます。
- (5) 研修会場に変更がある場合は、事前に連絡します。
- (6) ご来場の際は公共交通機関等のご利用をお願いします。

# 5. 問い合わせ先

神戸運輸監理部兵庫陸運部整備部門

住 所:神戸市東灘区魚崎浜町34-2

TEL: 078-453-1103 FAX: 078-431-8761

様式1(選任前)

※受講番号

# 整備管理者選任前研修受講申請書

(整備士資格をお持ちでない方、整備管理者の資格を有さない方の研修です)

平成 年 月 日

近畿運輸局長 殿

ふりがな

氏 名

生年月日 昭和・平成 年 月 日生

下記により開催される、道路運送車両法施行規則第31条の4第1号に掲げる研修 (整備管理者選任前研修)の受講を申請します。

記

開催日:平成 年 月 日( )

時 間:13:30~16:30

場 所:1 兵庫県自動車整備会館(5階多目的ホール)

2 姫路自動車整備教育会館(2F)

(注) 希望される開催日を記載の上、該当する開催場所の数字を○で囲んで下さい。

連絡先 (勤務先)

名 称

住 所

電話番号

FAX番号

- (注) 1. ※欄は記入しないでください。
  - 2. 申請書は楷書で記入して下さい。
  - 3. 受付は、13:00より始めます。
  - 4. なるべく公共交通機関をご利用ください。
  - 5. 筆記用具の他、写真付き身分証明書(運転免許証等)をご用意ください。
  - 6. 受講番号を確認しますので受講申請書をお持ちください。

兵庫陸運部整備部門

TEL: 078-453-1103 FAX: 078-431-8761

# 「平成26年度整備管理者選任後研修」の実施について

平成26年8月22日

神戸運輸監理部兵庫陸運部長

標記について、整備管理者選任後研修実施要領(近運達甲第8号、平成15年4月18日)に基づき、下記の通り実施することとしたので公示する。

記

# 1. 目的

車両管理についての関係法令及び通達等に対する理解を深め、車両の安全性の確保と公害防止を図るとともに自動車の合理的な使用管理を行うことを目的とする。

# 2. 研修日時、会場及びプログラム

実施日及び会場

実施日	会 場
平成26年11月14日(金)	神戸会場 (兵庫県自動車整備会館)
平成26年12月22日(月)	姫路会場(姫路自動車整備教育会館)
平成27年1月21日(水)	神戸会場 (兵庫県自動車整備会館)
平成27年2月18日(水)	姫路会場(姫路自動車整備教育会館)
平成27年2月25日 (水)	神戸会場 (兵庫県自動車整備会館)

# プログラム

時間	内 容
13:00 ~ 13:30	受付
13:30 ~ 13:40	開会の挨拶
13:40 ∼ 14:30	法令に関する事項等について
$14:30 \sim 14:45$	休憩
14:45 ~ 15:35	自動車の適正な点検整備について
15:35 ~ 15:45	閉会の挨拶
15:45 ~ 16:00	事務連絡 (終了証明書の交付等)

※都合により、プログラムの内容は変更になる場合があります。

# 3. 研修対象者

現在、自動車運送事業者が選任している整備管理者で、昨年度に受講していない方を対象と

する。

# 4. 研修内容

- 1) 近年の事故事例に関する事項について
- 2) 法令改正等に伴う整備管理者制度に関する事項について
- 3) 自動車の技術進歩、使用実態の変化及び法令改正等に伴う車両管理手法等に関する事項 について
- 4) その他整備管理者に対する必要な事項について

# 5. 注意事項

- 1. 本研修は予約制とさせていただきます。様式2によりFAXで予約してください。
- 2. ご来場の際は公共交通機関をご利用下さい。

# 6. お持ち物

- 1. 自動車整備士等の手帳(お持ちの方のみ)
- 2. 受講申請書(予約受付後にこちらから折り返しFAXした番号入りのもの)
- 3. その他、筆記用具等

# 7. お問い合わせ

神戸運輸監理部 兵庫陸運部 整備部門 TEL 078-453-1103 FAX 078-431-8761





様式2 (選任後)

※受講番号

# 整備管理者選任後研修受講申請書

(整備管理者に選任されている方の研修です)

平成 年 月 日

兵庫陸運部長 殿

ふりがな

氏 名

生年月日 昭和・平成 年 月 日生

下記により開催される、旅客自動車運送事業運輸規則第46条、又は貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条に掲げる研修(整備管理者選任後研修)の受講を申請します。

記

開催日:平成 年 月 日( )

時 間:13:30~16:30

場 所:1 兵庫県自動車整備会館(5階多目的ホール)

2 姫路自動車整備教育会館(2階)

(注) 該当する開催場所の数字を○で囲んで下さい。

連絡先 (勤務先)

名 称

住 所

電話番号

FAX番号

- (注) 1. ※欄は記入しないでください。
  - 2. 申請書は楷書で記入して下さい。
  - 3. 受付は、13:00より始めます。
  - 4. なるべく公共交通機関をご利用ください。
  - 5. 筆記用具の他、写真付き身分証明書(運転免許証等)をご用意ください。
  - 6. 受講番号を確認しますので受講申請書をお持ちください。

兵庫陸運部整備部門 TEL: 078-453-1103

FAX: 078-431-8761

神戸市

平成26年8月20日

一般社団法人

兵庫県トラック協会 様

神戸市建設局神戸市道路公社

山麓バイパスの利用促進及び特殊車両の通行について(ご依頼)

平素は、本市道路行政にご理解とご協力を賜り、また、当道路公社の有料道路をご利用いた

だき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市及び道路公社では、夢野白川線などの一般道路の環境改善や山麓バイパスの利便

性向上を目指して、平成24年5月28日より、山麓バイパス(布引~鵯)の大型車Ⅱの通行料金

を値下げしております。

値下げ後は、皆さまのご協力のおかげで、山麓バイパスの大型車Ⅱの通行台数は増加してお

りますが、一般道路の環境改善に向けて、山麓バイパスをより一層ご利用していただきますよう、

お願いいたします。

なお、特殊車両については、通行許可の取得とともに、許可条件や通行経路の遵守を周知徹

底していただきますよう、あわせてお願いいたします。

※料金値下げについては、別添の案内チラシをご参照ください。

(消費増税による料金変更など当時からの変更箇所については、修正しております。)

神戸市建設局 TEL: 078-322-5395

神戸市道路公社 TEL: 078-583-0234

**ETC** 

# 回館パプ大型車町の運行料金が安くなりました

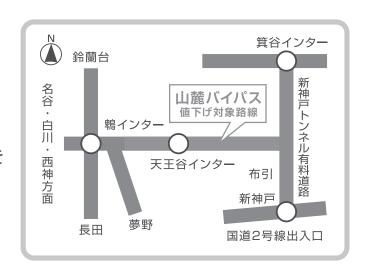
布引~ 鵯 (全線) 1, 280円 → 700円 布引~天王谷(出入り口) 760円 → 400円

※現金・ETCとも同一料金

- ■対象路線 西神戸有料道路(山麓バイパス)
- ■対象車種

大型車Ⅱ

- ※下記枠内の値下げ対象車種区分を 参照



# 値下げ対象車種区分

値下げ対象となる「大型車Ⅱ」とは、以下に示す自動車の種類です

- ○普通貨物自動車 4車軸以上で、車両総重量25トン以上のもの
- ○トレーラー けん引中型車と被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両 けん引大型車と被けん引自動車との連結車両で車軸数の合計が4車軸以上のもの
- ○バス(路線バスを除く) 乗車定員30人以上のもの 車両総重量8t以上で車長9m以上のもの
- ○大型特殊自動車



神戸市道路公社 TEL:078-302-4671 8:45~17:30(土日祝·年末年始休) H P:http://www.kobe-toll-road.or.jp/

# 全ト協

# 平成26年秋の全国交通安全運動 公益社団法人全日本トラック協会実施計画

平成26年8月22日 (公社)全日本トラック協会

全日本トラック協会(以下「全ト協」)は、中央交通安全対策会議交通対策本部決定の平成26年 秋の全国交通安全運動推進要綱、並びに国土交通省策定の同実施計画に基づき、下記のとおり実 施項目を定め、各都道府県トラック協会に対し事前の準備を働きかけ、9月21日(日)から同月 30日(火)までの期間中における本運動を効果的に実施する。

また、実施にあたっては、全国運動重点の「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本とするほか、「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の事故防止」、「全ての座席のシートベルトの正しい着用の徹底」及び「飲酒運転の根絶」に留意し、さらに、事業用トラック向けの対策を含めた下記事項について積極的に取り組む。

一記-

# 1. 安全運行の確保

会員事業者(運行管理者を含む。以下「事業者等」)は、運転者に対し、次の事項を重点に おいた安全運行の徹底について指導する。

# (1) 子どもと高齢者の交通事故防止

子どもと高齢者の傍を通過する際は、十分に速度を落とすなど、思いやりのある運転を 励行させる。

# (2) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

夕暮れ時と夜間における歩行中及び自転車乗用中の交通事故を防止するため、前照灯の 早めの点灯と、昼間よりも控えめの速度で走行することを励行させる。

# (3) シートベルトの正しい着用の徹底

運転者を含む全ての乗務員に対し、シートベルトの適正な着用を徹底させる。

# (4) 飲酒運転の根絶

酒気帯び運転、飲酒運転の根絶を徹底するため、全ト協制作の「飲酒運転防止対策マニュアル」等を活用し、運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、アルコール検知器を使用した厳正な点呼の実施を徹底する。

# (5) 追突事故の防止

事業用トラックの事故原因の約半数を占める追突事故を防止するため、国土交通省制作の「トラック追突事故防止マニュアル」等を活用し、追突事故防止の徹底を図る。

# (6) トレーラ事故の防止

全ト協制作の「トレーラハンドブック」や「鉄鋼輸送に携わるプロ運転者・管理者用ガイドブック」等を活用し、海上コンテナの固定方法や鋼材の固縛方法を再確認し、横転や荷崩れ等のトレーラ事故の防止を図る。

# (7) 交差点の事故防止

全ト協制作の「交差点での事故を防げ!!」等を活用し、交差点での巻き込み事故等の防止 を図る。

# (8) 高速道路における事故の防止

高速道路上で事故または故障車及びその周辺で佇む人、道路工事の作業従事者等の人対車両 事故が多発しているため、漫然運転や脇見運転の防止を徹底させる。

# (9) 「WEB 版ヒヤリハット集」を活用した安全意識の高揚

全ト協ホームページ上に掲載中の「WEB版ヒヤリハット集」等を活用したKYTを実施し、「だろう運転」から「かもしれない運転」を心掛けるよう徹底させる。

# (10) 健康起因事故の防止

国土交通省制作の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」及び全ト協が制作した「トラック事業者のための健康起因事故防止マニュアル」等に基づき、点呼時等において運転者の健康状態の確認を徹底し、体調急変に伴う事故の防止を図る。

## (11) 過労運転の防止

事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び休息のための時間が十分確保されるよう勤務時間 及び乗務時間を定めるとともに、運行管理者に対しては運行経路、運行時間、休憩地点等を含 む適切な運行指示書の作成や運行計画、並びに乗務割の作成を行い、点呼時等において運転者 の健康状態の確認を徹底するよう指示し、過労運転の防止に努める。

# (12) 「危険ドラッグ」の根絶

「危険ドラッグ」の使用による運転及び事故の根絶を図るため、社内安全教育や点呼時等において、「危険ドラッグ」の使用による運転の悪質性・危険性を十分に理解させ、「危険ドラッグ」の根絶を徹底させる。

# 2. 車両の安全性確保

事業者等は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」を積極的に推進し、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

## 3. 事故情報等の収集による安全意識の高揚

事業者等は、国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」の購読により事業用自動車の重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等についての情報収集に努め、従業員の安全意識の高揚を図る。

(参考「事業用自動車安全通信」登録用URL

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/mailmagazine.html)

# 事務局からのお知らせ

〔受講対象者:経営者&管理者〕

# 原価意識向上実務セミナーのご案内

トラック運送事業が継続的かつ収益力のある産業として発展させていくため、事業全体、原価 水準を適切に把握することにより経営改善に取り組むことができます。また、輸送原価データを 基にした客観的数値を示した運賃交渉も可能となります。

今回のセミナーは、原価計算の後、荷主と交渉するための資料作成についても講義される予定です。

平成25年2月、平成25年10月に続く第3弾のセミナーです。

標記セミナーを下記のとおり開催することとなりましたのでご案内致します。

受講を希望される方は、別紙申込書をコピーしてご使用いただき 10 月 3 日 (金) 迄に F A X に て当協会 (FAX078 - 882 - 5565) までお申し込み下さい。

一記一

日 時:平成26年10月14日(火) 13:30 ~ 17:00

場 所: (一社) 兵庫県トラック協会 本部研修センター 神戸市灘区大石東町2丁目 4 - 27

日 時:平成26年10月15日(水) 13:30 ~ 17:00

場 所: (一社) 兵庫県トラック協会 西部研修センター 姫路市中地字村東26-1

講師:日本PMIコンサルティング株式会社 主席コンサルタント 小坂 真弘 氏

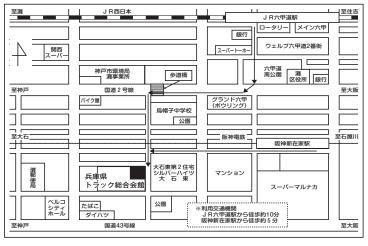
- 講 義 ① 原価計算の必要性
  - ② 原価計算の基本演習
  - ③ 輸送特性・業態別の原価計算
  - ④ 取引先に対する交渉について
  - ⑤ 燃料高騰時の原価計算

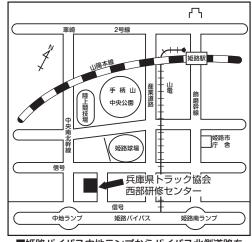
16:30 ~ 質疑応答

<担当:兵庫県トラック協会 適正化事業部>

# 神戸会場

# 姫路会場





■姫路バイパス中地ランプからバイパス北側道路を 東へ100流、信号を左折。

両会場ともに駐車台数に限りがございますので、公共の交通機関等をご利用ください。

# 『原価意識向上実務セミナー』申込書

兵庫県トラック協会(適正化事業部)宛 (FAX 078-882-5565)

※申込み会場に○印を付けて下さい

◎10月14日(火)13:30~神戸会場(

◎10月15日 (水) 13:30~姫路会場(

会 社 名\_\_\_\_\_

参 加 者 名 \_\_\_\_\_\_

電 話 番 号

F A X

所属支部名

※ 参加者は、セミナー当日、電卓をご持参ください。



# 問い合せ先

陸 運 労 災 防 止 協 会 兵 庫 県 支 部 (兵庫県トラック協会内) 電話 078-882-5556

# 平成26年秋の交通労働災害防止運動実施要綱

# 1 趣旨

兵庫県での「秋の交通労働災害防止運動」は、秋の全国交通安全運動期間を含む9月を実施月間とし、「事業者はもとより行政、業種別労働災害防止団体、業界団体等の参加のもと、関係者が一丸となって県下全域での集中的かつ効果的な交通労働災害防止活動を推進すること」を目的に、平成18年から実施し、今年で9回目を迎える。

この間、交通労働災害による死亡者数は、平成21年に過去最少(4人)となったものの平成22年には14人と大幅に増加し、その後減少したが、平成25年には12人となるなど平成22年以降着実な減少には至っていない。

また、交通労働災害による休業 4 日以上を含む死傷災害は、平成23年に減少して以降は毎年増加しており、平成25年は362件と平成24年より29件の増加、平成26年も半年間で141件と前年同期より25件の増加と憂慮すべき事態となっている。

このため、今年は、秋の交通労働災害防止運動実施期間中の交通労働災害による死亡災害ゼロを目指し、それぞれの職場で交通労働災害防止活動の着実な実行を図る。

### 2 期間

平成26年9月1日から平成26年9月30日まで

## 3 主唱者

厚生労働省兵庫労働局、県下各労働基準監督署

## 4 協 賛

国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部、兵庫県、兵庫県警察、一般社団法人兵庫労働基準 連合会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部、公益社団法人日本新聞販売協会近 畿地区本部、神戸新聞社

# 5 対象業種

兵庫県下の全業種を対象とし、特に道路貨物運送業、新聞販売業を重点業種とする。

# 6 実施事項

- (1) 厚生労働省兵庫労働局
  - ア 業種別労働災害防止団体、業界団体等への文書要請
  - イ 広報資料等の作成、配布
  - ウ ホームページ等による広報活動
- (2) 労働基準監督署
  - ア 団体、事業場に対する交通労働災害防止対策の取組勧奨
  - イ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知啓発
  - ウ 労働災害防止団体等が行う交通労働災害防止に関する研修会を支援する。
- (3) 協賛者
  - ア 事業場の実施事項に対する支援

## イ 広報誌等による周知

# (4) 事業場

# ア 全業種共通事項

- (ア) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底
  - ① 交通労働災害防止に関係する管理者(安全管理者、運行管理者等)を選任すると ともに、管理者に対し必要な教育を実施し、交通労働災害防止のための管理体制を 確立する。
  - ② 安全衛生方針の表明、目標の設定、計画の作成・実施・評価・改善を行う。
  - ③ 交通労働災害防止に関する事項について安全委員会等において調査審議を行う。
  - ④ 適正な労働時間等の管理及び走行管理を実施する。
  - ⑤ 適正な走行計画を作成し、運転業務従事者に適切な指示を行う。
  - ⑥ 乗務開始前点呼等を実施し、その結果に基づく措置を適切に実施する。
  - ⑦ 交通労働災害防止のための雇入れ時及び日常の教育を行う。
  - ⑧ 健康診断を実施し、その結果に基づいて適切な事後措置(就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業回数の減少等)を行う。
- (イ) 交通労働災害防止対策の研修実施

# イ 道路貨物運送業

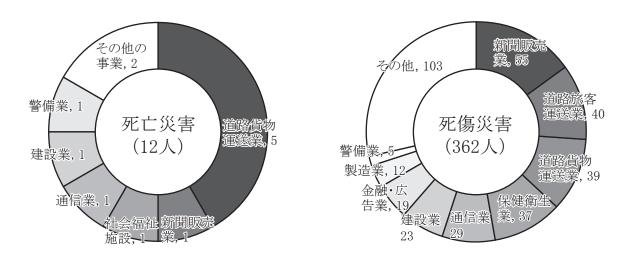
- (ア) 上記アの「全業種共通事項」
- (イ) 次の事項を推進する。
  - ① リスクアセスメント (危険有害性の調査及び措置の実施) を進める。
  - ② 陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。

# ウ 新聞販売業

- (ア) 上記アの「全業種共通事項」のうち、(ア)の①、④、⑤、⑥、⑦の事項
- (イ) 適正な配達量とし、かつ、労働者が無理な配達をしないよう点検する。
- (ウ) 高齢者について、十分に配慮する。(被災者の多くを高齢者が占める。)
- (エ) 次の事項を推進する。
  - ① 走行経路を調査し、「安全走行計画」を作成する。
  - ② 悪天候の時は、白線やマンホールなどの滑りやすい場所を避けて運転させる等必要な指示を与える。
  - ③ 交通労働災害の「危険予知訓練」を行う。
  - ④ 配達員の健康状態を健康診断等により把握し、その結果に基づいて適切な指示を行う。
  - ⑤ 配達時においてブレーキ点検などの「安全作業のポイント7」を励行させる。

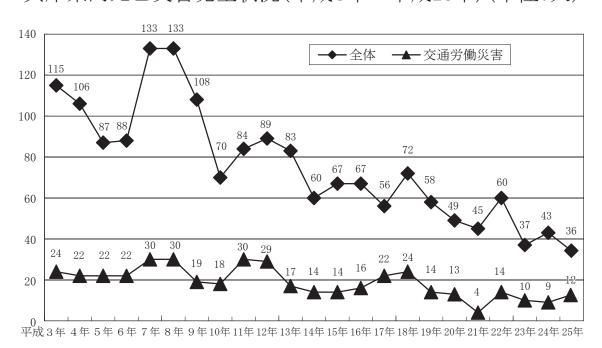
# (参考)

兵庫県内の平成25年交通労働災害発生状況(単位:人)



注) 死傷災害: 死亡及び休業4日以上の災害 【死傷者数は労働者死傷病報告による】

兵庫県内死亡災害発生状況(平成3年~平成25年)(単位:人)



# はい作業主任者技能講習会のお知らせ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薫蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く)の集団をいいます。

高さが2メートル以上の「はい」作業(荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く)を 行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのう ちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注:当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	平成26年11月12日(水) 9時~17時(座学講習)
	2日目	平成26年11月13日(木) 9時~17時(座学講習、修了試験)
講習会場	神戸市漢	ッ <b>ク総合会館 3階会議室</b> 経区大石東町2丁目4-27 0為の駐車場はありません。

# 2. 受講料

	受講 料	テキスト代	合 計
兵ト協会員 7,000円 (内消費税8% 518円)		無料(陸災防兵庫県支部負担)	7,000円 (内消費税8% 518円)
非会員	7,000円 (内消費税8% 518円)	1,500円 (内消費税8% 111円)	8,500円 (内消費税8% 629円)

# 3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。**証明者の職氏名(事業場の代表又は責任者の方)の記入及び、押印(丸印)が必要で**す。(角印は認められません。)

# 4. 申込要領

(1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、**必ず予 約受付を行ってから次の①~④を現金書留**で次の申込先に郵送して下さい。

予約受付 及び申込書受付期間

平成26年9月29日(月)~平成26年11月4日(火)必着

ただし、期間にかかわらず定員に達し次第締め切ります。

(定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。)

- ① **受講申込書**(A4サイズにコピーまたは、切り取ってご使用して下さい)
- ② **証明写真 2 枚** (サイズ縦3.6~4cm、横2.4~3cm)
  - ※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラス ティックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー 等画像の不鮮明なものは使用できません。

証明写真2枚の内うち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

※ 写真の裏に氏名を記入して下さい。

# ③ 本籍地を証明できる書類

※ 住民票の写し等

# ④ 受講料

納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。 受講票は、申込後約1週間程度で所属事業場宛てに郵送いたします。 (申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内 陸運労災防止協会兵庫県支部 電 話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時~17時 (12時~13時は除く)。

# 5. 持 参 品

受講票・筆記具 (えんぴつ・消しゴム・ボールペン)

# 6. 修 了 証

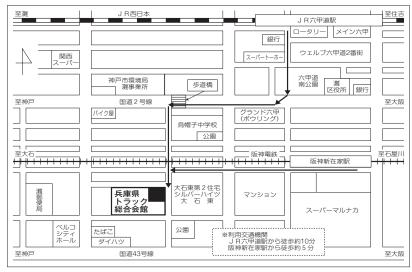
法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、後日、修了証を郵送いたします。 2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

# 7. 留意事項

修了試験において不合格となった場合、<u>追試験を1回のみ受験することができます。</u> <u>追試験を希望される場合は、受験料2,160円(税込)が必要</u>となりますのでご留意下さい。

# はい作業主任者技能講習会場兵庫県トラック総合会館

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号 TEL(078)882-5556



はい作業書	产任者技	能講習会

受講申込書

て下さい。

縦3.5cm 横2.5cm

写真貼付し

修了証台帳

ふりがな 性別 X 修了証 男 氏 名 番 号 女 生年月日 年 月 日生 交付年月日 X  $\mp$ 都 現住所 本 道 府 (修了証に載ります) 籍 電話 (携帯電話) 県  $\mp$ 所在地 勤務先 電話 F A X名 称

	証	明	書	
		受講者日	氏名	<u> </u>
上記の者は、はい付け	又ははいくずし	の作業に	年 月から	年 月まで
3年以上従事した経験を	すする者である	ことを証明	します。	
平成年	月日			
		事業7	<b>著名</b>	·
		± ₩	- <del>1</del> -7	(A)
		事業	_ <u>有</u>	<u> </u>
書替・再交付年月日	 ※ 年			

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為のみに使用します。

# 陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部 平成26年度 技能講習等 実施計画表 (予定)

兵庫労働局長登録教習機関

◆ はい作業主任者技能講習(各回 2日間) 講師氏名(学科)上野勝司、吉永良一、村上光三

		実施日時		講習科目(時間)	種類	実施場所
<b>数</b> 9 同	12日(水) 9:00~17:00		9:00 ~ 17:00	はいに関する知識(3) 人力作業に関する知識(5)	兴到	兵庫県 トラック
第2回	11月	13日(木)	9:00 ~ 17:00	機械荷役に関する知識(3) 関係法令(1)修了試験	学科	総合会館 (神戸市)
祭り同	H27	18日(水)	9:00 ~ 17:00	はいに関する知識(3) 人力作業に関する知識(5)	<b>少</b> 到	兵庫県 トラック
第3回	2月	19日(木)	9:00 ~ 17:00	機械荷役に関する知識(3) 関係法令(1)修了試験	学科	総合会館 (神戸市)

日程、開催地、定員等のほか、法で定められている講習科目の時間を満たした上で開始及び終 了時間を繰り上げ又は繰り下げ等、変更する場合があります。





# 燃料価格情報

# 軽油「元売別」購入価格表(平成26年7月末現在)

(単位:円/リス)

区分	ローリー	組 合	カード	スタンド	
元売名	平 均	平 均	平 均	平 均	
新 日 本	118.55	122.90	127.38		
出 光	118.67	126.98	129.33	124.00	
Jエナジー			135.00		
コスモ	119.10	123.13	127.03	129.00	
昭和シェル	117.00		122.00		兵ト協 調 べ
モービル	122.62		127.30		]   ,,,
エッソ	121.40	121.50		125.00	
その他	119.33	121.27	126.40	125.73	
総 計	119.58	123.35	127.49	125.87	
26 全国平均	118.98	調査なし	125.56	125.40	全ト協
6 近畿平均	118.44	明且なし	124.09	124.94	∬調 ベ

(消費税抜き)

# 軽油価格年間推移表(兵ト協調べ)

(単位:円/ ト゚パ)

区分	ローリー	組合	カード	スタンド
集計月	平均	平 均	平 均	平均
平成25年8月	109.60	111.37	116.28	119.35
平成25年9月	110.23	111.92	120.35	120.35
平成25年10月	110.68	113.35	120.28	120.08
平成25年11月	112.72	114.92	121.67	122.31
平成25年12月	113.73	116.01	122.19	123.73
平成26年1月	116.77	117.27	124.00	124.45
平成26年2月	115.86	118.44	124.02	125.18
平成26年3月	112.60	116.02	122.00	123.83
平成26年 4 月	113.44	115.99	121.79	122.42
平成26年 5 月	116.41	117.83	122.20	127.29
平成26年6月	118.17	119.54	124.01	126.56
平成26年7月	119.77	122.07	126.07	127.41
平成26年8月	119.58	123.35	127.49	125.87
年 間 平 均	114.58	116.78	122.49	123.76

※前月分の価格データを集計しています。

(消費税抜き)

# "軽油は兵庫県下で買いましょう"

# 会員だより

# 入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名		代表	者名		主たる連絡先		
26.7.24	明石	一般 利用	㈱宮西運輸倉庫	西		清	忠	〒675-1114 加古郡稲美町国安1202-1-102	TEL FAX	079-441-8095 079-441-8096
7.24	東神戸	一般利用	(株) 上 甲	上	甲		哲	〒658-0043 神戸市東灘区御影浜町5 昭和産業内	TEL FAX	078-858-6232 078-858-6233
7.29	兵庫	一般 利用	예米長運送	米	長	謙	二	〒652-0853 神戸市兵庫区今出在家3-4-13	TEL FAX	078-671-0198 078-671-6762
7.29	北播	一般	株特 便 航 業	後	藤	俊	文	〒677-0016 西脇市高田井町363-1	TEL FAX	0795-24-5353 0795-24-5354
8.4	但馬	一般	飯塚運輸倉庫衛	飯	塚		茂	〒679-3301 朝来市生野町口銀谷字1-471-3	TEL FAX	079-679-2110 079-679-4222
8.6	兵庫	一般 利用	(株)TSCロジスティクス	富	永	利	光	〒650-0045 神戸市中央区港島3-6-5	TEL FAX	078-302-0145 078-302-0009
8.18	西播	一般 利用	㈱ルート関西	吉	村		昭	〒672-8079 姫路市飾磨区今在家1430-4	TEL FAX	079-231-0880 079-231-0881

# 退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	
26.7.30	兵庫	一般 利用	㈱ 倉 治 回 漕 店	服 部 博	
7 .30	西播	一般	侑 大 豊 興 業	加 納 みち代	

# 変更届

届出年月日	会員名簿 ページ数	変更事項	旧新	
	124	代表者	神 鋼 物 流㈱   吉 田 裕 信   岩 佐 岩	道 秀
26.7.22	47	代表者	(有)伊 川 運 輸 横 山 晴 二	正 和
7 .22	51	代表者	(株)コープムービング     藤 波 透     松 岡 2	久 雄
7 .24	149	代表者	日 伸 運 輸㈱   大 谷 和 弘   大 谷 和 弘	幸司
7 .24	19	住 所	森 山 建 設 工 業㈱   〒664-0888     伊丹市瑞穂町3丁目36-3   伊丹市昆陽南1丁目7-11	
7 .24	148	代表者	(有)中 筋 運 輸 宮 崎 操 中 筋 .	良 太
7 .30	123	代表者	島 文 陸 運㈱ 野 田 信 夫 *** *** *** *** *** *** *** *** ***	務
8.4	79	理事長	兵庫県トラック運送協 中 川 道 明 山 口 ニ	善正
8.6	119	名 称 代表者	株上野工作所   株う え の 上野隆 太・上野文雄	千 尋

8.7	167	代表者	(有)和 田 山 運 輸 藤 原 徳 樹 藤 原 玄 徳
8.8	38	代表者	柏原神姫タクシー(株)     島 宏 一 郎     山 下 一 彦
8.11	2	理事長	伊丹エアポート運輸事業協 寺 本 徳 成 森 脇 良 和
8.12	166	代表者	(有)勝   興   産     石   田   廣   樹   石   田   勝   頼
8.18	16	代表者	(株)ブルーテック     寺本徳成     寺本雅明
8.18	68	住 所	日 本 安 全 警 備㈱ 〒650-0038 神戸市中央区伊藤町108番地 神戸市中央区西町35番地

\_\_\_\_

# 兵ト協ニュース表紙写真募集について

# ■応募資格

兵庫県トラック協会会員事業者及びその従業員の家族。

# ■募集内容

●兵庫県内の風景 (季節感の溢れたもの)、建築物、動植物等の写真 (いずれも写真の中に特定できる人物が写っていない)。

# ■応募方法

- ●会社名・氏名(ふりがな)・会社電話番号を明記した電子データ(CD-Rなど)で提供してください。
- ●撮影場所がわかるようにしてください。例:竹田城跡(朝来市)

## ■その他

- ●応募作品は未発表のものに限ります。
- ●採用する場合は表紙に撮影者の氏名と会社名を記載します。
- ●採用した方には粗品をさしあげます(クオカード)。

なお、応募作品は返却いたしません。

※ご応募いただいた作品の著作権ならびに所有権は(一社)兵庫県トラック協会に帰属し、 返却はいたしません。

採用者に事前に通知しませんが、粗品の発送をもってかえさせていただきます。

ご応募いただいた個人情報につきましては、採用通知、粗品送付の目的にのみ使用いたします。

# ■採用者

(一社) 兵庫県トラック協会

# ■応募宛先

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号 一般社団法人兵庫県トラック協会 総務部 行 E-mail:hta@hyotokyo.or.jp

\_\_\_\_\_ \* \_\_\_\_ \* \_\_\_\_

# 兵ト協ホームページの会員専用ページパスワード $9/16\sim10/15$ 5733

# 協会日誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
8 • 1	ひょうご環境保全連絡会幹事会	神戸市教育会館 501 会 議 室	9 • 4	全ト協第 10 回利用運送・積合部会	全ト協
	適正化事業指導員・支部指導員合同研修会及び本部・支部事務局長連絡会議	兵卜協	5	全ト協経営改善・情報化委員会	全ト協
	食品部会「通常総会」	KOBE 割 烹 DINING		兵青協研修・交流事業「採用面接ならびに入社後の人材育成」	神 戸 市勤 労 会 館
4	ドライブレコーダ等の映像情報提供に関する協定締結式	兵庫県警察 本 部 12 F	8	第 103 回交通対策委員会	全ト協
5	近卜協 会長会議	新・都ホテル		兵庫県交通安全県民大会	兵庫県公館
6	新規事業者指導講習会	運輸局		災害物流協議会	近 畿 運 輸 局 海技試験室10 F
	H26年度神戸市道路利用者会議理事会·総会	パレス神戸	9	近畿運輸局長との懇談会	自動車会館
	兵庫県道路利用者協会理事会·総会	パレス神戸	10	ダンプ部会「第 35 回情報交換会」	兵卜協
7	全国専務理事業務連絡会議	ヒルトン福岡 シーホーク		近卜協 幹事会	う を 佐 アクティ大阪店
8	運行管理者試験事前研修	兵卜協	17	運行管理者「一般講習」	兵卜協
	近畿ブロック適正化部課長会議	大ト協	18	運行管理者「一般講習」	兵卜協
	平成 26 年度合同防災訓練第 2 回全体会議	兵庫県福祉センター (神戸市中央区)	19	運行管理者「一般講習」	兵卜協
18	第1回エコプロジェクト説明会	兵卜協		交通安全祈願祭·慰霊祭	生田神社
19	海コン部会定例役員会	兵卜協		全卜協 第62回百貨店部会	あべのハルカス
	適正化実施機関 本部長 & 指導員 懇談会	兵卜協	20	全ト協青年部会「近畿ブロック大会」	ホテルグランヴィア 京都(京都府)
	三木会	兵卜協	25	兵庫県トラック運輸厚生年金基金「理事会」	湊川神社
	巡回指導結果報告定例会議	兵卜協		全卜協「引越部会 分科委員会」	全ト協
20	交通対策委員会	兵卜協		適正化啓発小委員会	兵卜協
	兵青協「役員会」	兵 ト 協		― 10 月の予定―	
22	第2回エコプロジェクト説明会	兵 ト 協	10 · 2	近畿ブロック適正化事業指導員研修会	大ト協
	緊急要望(公明党兵庫県本部、自民党兵庫県本部)	神 戸 市中 央 区	9	第 19 回全国トラック運送事業者大会	ヒルトン福岡シーホーク
23	神奈川卜協青年部 OB 交流·陸上自衛隊富士総合火力演習見学	箱根湯本温泉 他	12	トラックの日イベント	神 戸 ハーバーランド
24	H26 年度第 1 回運行管理者試験	神戸ファッションマート (東灘区向洋町中)	14	原価意識向上実務セミナー	兵卜協
25	協会荷物配送事業者選定会	兵卜協	15	原価意識向上実務セミナー	西部研修センター
	KTS「正副会長会議」	ホテルグランヴィア 京都(京都府)	16	三木会	兵卜協
26	陸災防 全国支部事務局担当者研修会	ハロー貸会議室 室田町(東京都港区)	17	H26 年度兵庫県暴力団離脱者就労対策協議会総会	パレス神戸 2 F
27	神戸市自動車環境対策推進連絡会	神戸市役所 3 F 環境局大会議室		自販連·自販協 支部創立 50 周年·販協創立 60 周年記念式典	ホ テ ル オークラ神戸
29	物流政策委員会	兵 ト 協	21	引越講習会 管理者講習	兵 ト 協
30	平成 26 年度「防災週間」		22	第 52 回兵庫県高圧ガス大会	兵庫県公館
31	平成 26 年度合同防災訓練(兵庫県)	潮芦屋フリーゾーン、 阪神南広域防災拠点	23	全国利用者会議第64回全国大会	アルファあなぶきホール (香川県高松市)
	一9月の予定一		24	物流セミナー	兵 ト 協
9 • 2	天狼会例会	兵 ト 協	25	ドライバーコンテスト全国大会	茨城·東京
3	法人組織改革等検討委員会	兵 ト 協	29	事故防止研修会(ドラレコ活用)	兵卜協
4	全ト協利用運送・積合部会正副部会長会議	全ト協	31	整備管理者選任後研修	兵卜協